

公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンター広告掲載取扱要綱

(目的)

第1条 この要綱は、公益財団法人高知勤労者福祉サービスセンター（以下「センター」という。）が管理する会員情報誌等（以下「会報等」という。）の内、広告媒体として活用可能なものに、会員への周知を希望する企業等の広告を募集、掲載することにより、自主財源の確保を図るとともに、会員へ広く有益情報を提供することを目的とする。

(広告の範囲)

第2条 会報等に掲載することができる広告は、会員利益の向上に資するものとし、次の各号にいずれも該当しないものとする。

- (1) 中立性又はその品位を損なうおそれのあるもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に掲げる営業に該当するもの
- (3) 政治活動、宗教活動又は個人若しくは団体等の意見広告に係るもの
- (4) 青少年の健全育成に反するおそれのあるもの
- (5) 消費者保護の観点からふさわしくないもの
- (6) 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- (7) 勤労者福祉の増進を阻害する内容を含むもの
- (8) その他、掲載する広告として適当でないものと理事長が認めるもの

2 前各号に定めるものの詳細及び規制業種並びに事業者については、センター広告掲載基準に定める。

(広告の規格及び枠数等)

第3条 会報等の広告規格及び枠数等は、A4判袋綴じをベースとし、編集上、余剰枠あるいは広告掲載ページを設定した場合に、広告の掲載を希望する者（以下「掲載希望者」という。）と協議をするものとする。

(広告の掲載料)

第4条 広告の掲載料（以下「掲載料」という。）は、1回の掲載につき、1件当たり次のとおりとする。

- (1) A4：版全面 100,000円（税込み）
- (2) A4：1/2面 50,000円（税込み）
- (3) A4：1/8面 12,000円（税込み）

2 上記以外による掲載希望広告規格については、上記(1)から(3)の規格の内、各々の面に掲載可能な最大面とする。

3 広告には、会員情報ではないことを明らかにするため、広告主の事業所名、所在地、電話番号、広告である旨等の事項を明記するものとする。

4 センターの会員が掲載希望者の場合は、前1号から3号に定める掲載料の5割を減ずることができるものとする。

(広告掲載希望者の募集)

第5条 掲載希望者の募集は、会報及びセンターのホームページ等で公募するものとする。

(広告掲載の申込み)

第6条 掲載希望者は、第3条及び第5条の定める広告掲載枠等の設定及び公募をした場合に、広告掲載申込書(第1号様式)に必要事項を記載のうえ、広告原稿案を添えて、申込み時に設定する期間内に申し込むものとする。

(広告主の決定)

第7条 広告掲載者(以下「広告主」という。)の決定は、次の各号により決定するものとする。

(1) 掲載希望者の数が、第3条の規定による広告の枠数を超えないときは、その掲載希望者を広告主として決定する。

(2) 掲載希望者の数が、第3条の規定による広告の枠数を超えるときは、抽選により決定する。

2 掲載する広告主の順位については、センターの会員を優先するものとする。

3 申込期間を過ぎた後の掲載申込みのない広告掲出予定枠については、掲載希望者の申込順により決定する。

(広告掲載の決定)

第8条 広告の掲載の適否は理事長が判断をする。

2 広告掲載の可否を決定したときは、その結果について掲載希望者に、広告掲載決定通知書(第2号様式)により通知する。

3 広告内容の修正等については、事前に掲載希望者とセンターの協議によるものとし、当該修正内容の合意を掲載の条件とする。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告原稿の版下は、センターの協議を経て、広告主の責任及び負担で作成するものとし、指定期日までに、提出するものとする。

(広告掲載料の納付)

第10条 広告主は、広告掲載料を指定期日までに、センターの発行する請求書により、一括で納付するものとする。

(広告掲載の取消し)

第11条 広告主が、次の各号のいずれかに該当する場合には、催告等のいずれの手続きも経ずに、広告の掲載を取消することができる。

(1) 指定期日までに広告掲載料の納付がないとき。

(2) 指定期日までに掲載条件等を満たす広告原稿の提出がないとき。

(3) 掲載決定後に、広告の内容等がこの要綱に抵触することが判明したとき。

2 前各号の取扱に関して、センターは賠償の責めを負わない。又、納付済みの広告掲載料は返還しない。

(広告掲載の取り下げ)

第12条 広告主は自己の都合により、広告の掲載を取り下げることができるものとする。

2 前項の規定により広告の掲載を取り下げる場合は、広告主は広告掲載取り下げ申込書(第3号様式)により、会報等の刊行物が発刊される20日前までに申し出なければならない。

3 第1項の規定により広告の掲載を取り下げた場合は、納付済みの広告掲載料は返還しない。ただし、特別な事情があり、理事長がやむを得ないと認めた場合を除く。

(広告主の責務)

第13条 広告主は、掲載された広告の内容等にすべての責任を負うものとする。

2 広告主は、広告内容等について、第三者から異議の申し立てや損害賠償の請求などの行為が行われた場合には、自己責任においてすべてを解決するものとする。

(その他)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は理事長が別に定める。

付則

この要綱は、平成29年10月1日から適用する。